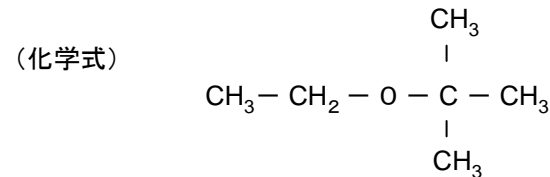


# バイオETBEの関税無税化

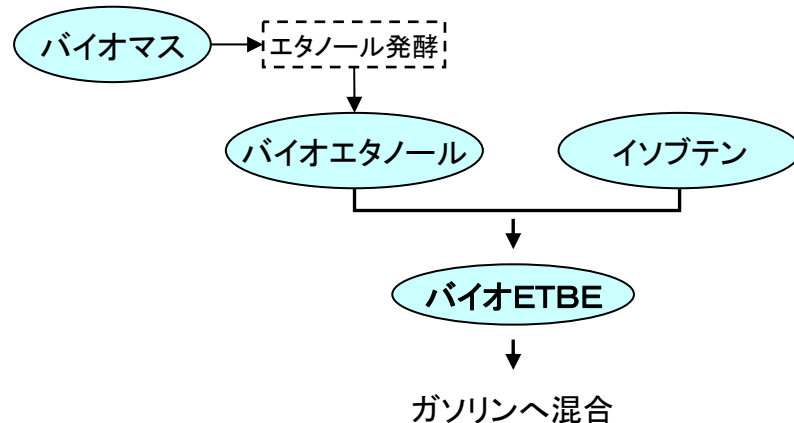
## ○バイオETBE(エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル)

バイオマス(生物由来の有機資源)をエタノール発酵させて得られたバイオエタノールと石油精製時の副産物であるイソブテンを合成して得られる化合物。ガソリンへの添加剤として使用される。

バイオマスを原料としていることから大気中の二酸化炭素を増加させないバイオ燃料となる。



(製造方法)



## ○京都議定書目標達成計画の概要

(1) 「京都議定書」(2005年2月16日発効)  
温室効果ガスの排出量について各国毎に法的拘束力のある数値目標が定められ、我が国は、2008年から2012年の第1約束期間内の年平均排出量を1990年比で6%削減することが義務づけられている。

(2) 「京都議定書目標達成計画」(平成17年4月28日閣議決定)  
京都議定書における数値目標を確実に達成するための具体的施策を策定。

・ 2010年度に輸送用燃料としてバイオマス由来燃料50万klを導入目標とする。

(参考)バイオマス熱利用全体では、原油換算で308万klを見込む。

バイオETBEを混合したガソリンの価格競争力の向上が急務



## ○今回答申

・ 実行税率3.1%(協定)を無税とする。